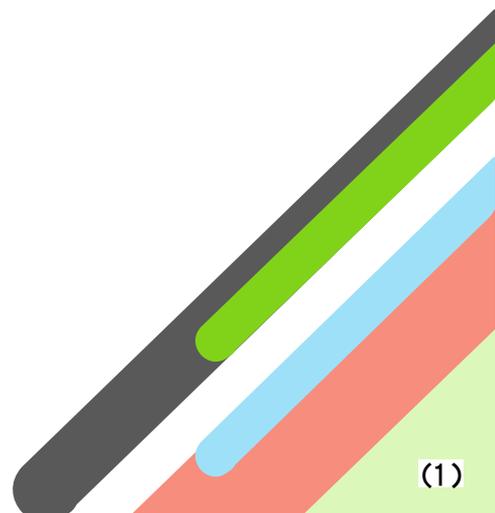




第 1 章

基本計画の改定にあたって





第1章. 基本計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景・目的

三郷市の水道事業は、昭和30年代前半に3つの簡易水道が創設された後、昭和41年に市内全域を給水区域とし、計画給水人口を40,000人、計画一日最大配水量を12,000m³/日とする上水道事業を創設した。その後、数次にわたる拡張事業を行い、令和3年3月に第4期拡張事業変更届出を行い、計画給水人口を148,000人、計画一日最大配水量を49,000m³/日として、事業を行っている。

現在の基本計画(以下「前計画」という。)は、厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」の内容を踏まえ、平成28年3月に、計画期間を令和12年度(平成42年度)までとして策定した「第3次三郷市水道事業基本計画」であるが、集中豪雨や大規模地震等の災害の発生等、近年水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、将来の事業計画をより正確に整理することが必要となっている。

また前計画では、中央浄水場の方針として、当面の間、継続して使用していくために必要な補修等の維持管理を行い、将来的に運用方針を確定した上で今後の対応を図ることとしているが、施設がまもなく耐用年数を迎え、老朽化や耐震化への対応が必要であり、中央浄水場の運用方針を決定する時期となっている。

そこで、直近の人口推計に基づき将来的な水需要の動向を整理した上で、最も合理的かつ効果的な水道施設の運用方針を示し、国が示した上水道施設・管路に関する緊急対策や改正水道法等を踏まえ、前計画を見直すため、「第3次三郷市水道事業基本計画(改定版)」(以下「本計画」という。)を策定することとした。



図1-1. 基本計画の推移



2. 改定版策定の基本方針

本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「三郷市水道事業ビジョン」、「三郷市水道事業水安全計画」の内容を踏まえ、最新のデータにより修正したアセットマネジメント計画に基づいた事業計画とする。また、総務省が全国の地方公営企業に策定を要請している中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の内容を含むものとする。

計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。

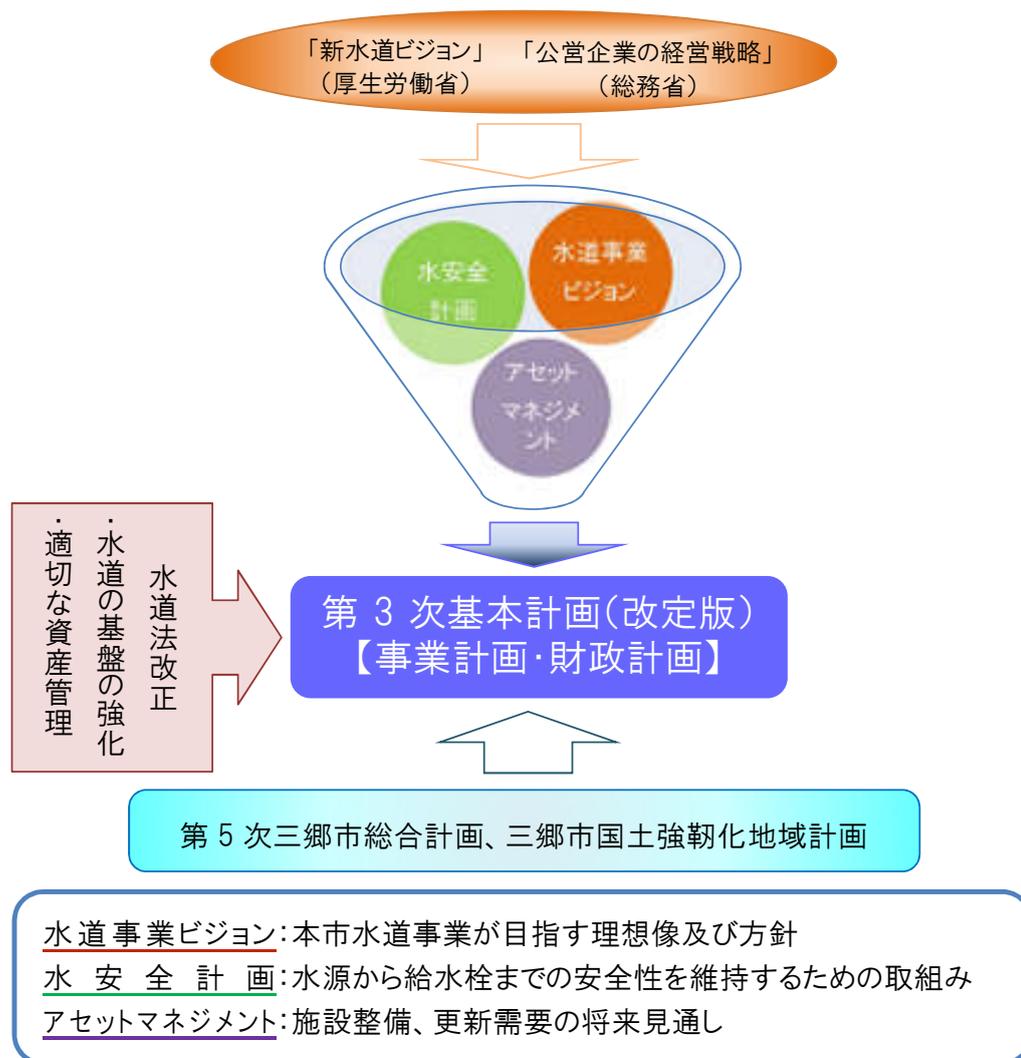


図 1-2. 基本計画の位置づけ